

法制委員会連載

親子法改正要綱の解説

第1回 改正要綱の概要

法制委員会副委員長 稲村 晃伸 (60期)

法制委員会委員 棚橋 桂介 (66期)

1 はじめに

令和4年2月14日の法制審議会総会で親子法制に関する改正民法の要綱が決定された。新聞等でも報道されているとおり、今回の見直しは、明治31年法律第9号以来認められてきた親子関係に関する現行法の規律を大きく見直すものである。

2 懲戒権の見直し

要綱は、懲戒権を定めた現行822条を削除する一方で、現行821条を822条とし、新たに「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」という規定を821条として置くことを提案している。

児童虐待による悲惨な事件がマスコミ報道されているのは周知のとおりだが、その際に児童虐待の口実とされたのが、親権者の懲戒権に関する現行822条の規定であった。そこで、要綱は、「懲戒」という文言を削除しつつ、新設された規定は総則的な内容なので、現行821条(居所指定権)、823条(職業許可権)の前に置くことを提案している。

3 嫡出推定・否認制度の見直し

現行772条によれば、婚姻成立の日から200日を経過した後生まれた子と婚姻解消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものとして、当該婚姻の夫の子と推定される。これに対し、要綱は、妻が婚姻中に懐胎した子のみならず、女が婚姻前に懐胎した子であっても婚姻が成立した後に生まれた子は当該婚姻における夫の子と推定するとしつつ、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定するとされた。

このような見直しがなされた背景には、いわゆる無戸籍者問題がある。すなわち、母の離婚後300日以内に出生した子は、前婚の夫の子と推定されるため、前夫の子でないことを明らかにしようとするれば、前夫の子として出生届を出したうえで、嫡出否認の訴え等の裁判を経て戸籍の訂正をしなければならない。しかし、前夫との離婚の原因がDV等のため、裁判での前夫との人的接触を避けたい元妻は、子の出生届を出さず、その結果、無戸籍者が発生してしまう(いわゆる「300日問題」)。

これに対し、新しい規律では、前婚の婚姻解消後300日以内に生まれた子であっても、女が再婚をすれば再婚後の夫の子と推定されることになるため、出生届の提出を躊躇する必要はない。これに伴い、女性に係る100日間の再婚禁止期間(現行733条)の廃止も提案された。

また、嫡出否認制度については、父のみに、子の出生を知った時から1年に限って否認権を認める現行法を改め、①新たに母と未成年の子に否認権を認める、②否認権の行使期間につき、夫は子の出生を知った時から3年、母・未成年の子は子の出生の時から3年に延長する、③嫡出推定の例外規定により子の出生の直近の婚姻の夫が子の父と推定される場合において、前夫に否認権を認める等の改正提案がなされた。なお、嫡出否認制度の改正においては、民法のみならず、家事事件手続法の一部の改正も提案されている。

4 終わりに

その他にも、第三者の精子提供による生殖補助医療により懐胎した子についての嫡出推定の規定や認知に関する新たな規律の提案がなされている。そこで、本連載では、懲戒権の見直し(6月号)、嫡出推定の見直し(7・8月合併号)、嫡出否認制度の見直し(9月号)、生殖補助医療と嫡出推定(10月号)、認知制度(11月号)の順で解説していく予定である。